

平成 19 年度

財政援助団体等に対する監査報告書

登米市監査委員

第1 監査の概要

地方自治法第199条第7項の規定に定める財政援助団体等に対する監査の概要は、下記のとおりです。

1 監査の実施団体

No.	監 査 対 象 団 体	所 管 課
1	登米市農産加工者連絡協議会	農林振興課
2	登米市観光物産協会	商工観光課
3	登米市食生活改善推進員協議会	健康推進課
4	登米市婦人防火クラブ	予 防 課
5	迫児童館はくちょうクラブ	社会福祉課
6	みらい子育てネットとよま	
7	青少年のための登米市民会議	生涯学習課
8	いしこしENJOYスポーツクラブ	体育振興課
9	株式会社スポーツアカデミー	体育振興課

2 監査の実施期間

平成20年1月15日（火）から平成20年1月23日（水）まで

3 監査の方法

団体においては、団体の概要、規約、平成18年度予算書及び決算書、実績報告書等のほか、補助金等交付に係る関係書類（出納関係・領収書等の証拠書類の整理状況）の提出を求め突合を行い、関係者の説明を聴取し監査を実施した。

所管課においては、補助金等交付申請書、交付決定、額の確定通知書などの関係書類の提出、また指定管理に関しては協定書の提出、さらにそれぞれの要綱に基づき事務執行が適正かつ効率的に行われているか、団体等への指導監督は適正に行われているかなどに留意し、関係者の説明を聴取し監査を実施した。

公の施設の指定管理者においては、団体の概要、定款、組織図、規定、事業計画書、平成18年度予算書及び決算書、実績報告書などの関係書類の提出を求め、協定書に基づいた管理業務等について、関係者からの説明を聴取し監査を実施した。

第2 監査執行者

監 査 委 員 星 紘 毅
監 査 委 員 清水上 芳 江
監 査 委 員 佐々木 康 明

第3 監査の結果・意見

提出された関係書類等に基づき監査を実施した結果、当該団体等の出納その他の事務の執行及び担当所管課の事務は、下記の指摘、改善事項等を除き、おおむね良好であったが、事前調査等において補助金申請、交付事務の同日処理が散見された。

今後それぞれの団体等において、適正かつ効率的な事務事業の執行に向けて、一層の努力を望むものである。

1 産業経済部

(1) 団体名：登米市農産加工者連絡協議会

補助金名：登米市農産加工組織支援事業補助金 1,018,000円

所管課：農林振興課

【概要】

この補助金は、農産物の加工活動の推進、販売活動を通じた消費者との交流など、農産加工の推進を図るため登米市農産加工者連絡協議会に対し交付されたものである。同連絡協議会は、平成18年4月18日に設立され、13会員、531名で構成されている。

団体においては、補助金の目的に沿った活動が行われており、また、補助金に係る出納、その他の事務及び補助金に関する所管課の事務は、おおむね適正に執行されていたが、一部に所管課の事務処理において検討を要する事項が見られた。

詳細は下記のとおりである。

【指摘・改善事項等】

(団体) ○決裁文書の一部において、会長決裁印及び会計印がなく事務局(農林振興課)のみの決裁を経て団体予算の執行を行っている。今後は、会長の決裁を得るなど、会計処理上の責任体制を確立されたい。

(所管課) ○市農産加工組織支援事業補助金交付要綱により補助金を交付しているが、補助金の交付基準を要綱に明記するなど交付要綱を現状に合わせ見直し、検討されたい。

(2) 団 体 名：登米市観光物産協会

補助金名：登米市観光物産協会補助金 8,500,000 円

所 管 課：商工観光課

【概要】

この補助金は、地域の観光振興及び物産振興、産業・文化・経済の発展、さらに地域振興を図るため、平成18年4月18日に設立された登米市観光物産協会に対し交付されたものである。法人、団体、個人など現会員は252名である。

この協会の決算における経理事務については、おおむね適正に執行されていたが、一部改善を要する事項が見られた。また、所管課においても補助金等交付規則と照らし合わせた場合、一部に改善を要する事項が見られた。

詳細は下記のとおりである。

【指摘・改善事項等】

(団 体) ○決算における貸借対照表の預金は、会計年度末の平成19年3月31日の預金残高をもって表記すべきところを、平成19年4月25日現在の預金残高が表記されていた。今後は、会計年度末の預金通帳残高と期末貸借対照表の預金残高が一致するように処理されたい。

(所管課) ○補助金交付に係る積算根拠を明確にしておく必要がある。

○補助金交付申請と交付決定が同日に行われている。申請書の内容審査及び必要に応じて実地調査等を行うなど、適切に処理されたい。

○実績報告書の提出期限の遅れが見られたので、補助金等交付規則に基づき適正に処理するよう指導されたい。

2 市民生活部

(1) 団 体 名：登米市食生活改善推進員協議会

補助金名：登米市食生活改善推進員協議会補助金 1,000,000 円

所 管 課：健康推進課

【概要】

この補助金は、地域の住民に根ざした食生活の改善、健康増進を図ることを目的に、登米市食生活改善推進員協議会に対し交付されたものである。

同協議会においては、各町域ごとに分会があり、さらに同協議会から分会活動費として交付されている。決算の根拠となる一部の分会組織の決算において不整合が見られるなど、一部に改善を要する事項があった。

また、所管課における補助金に係る事務執行についても、一部改善を要する事項が見られた。

詳細は下記のとおりである。

【指摘・改善事項等】

(団 体) ○本協議会から分会活動費の交付を現金で行っているが、活動費の交付については、会計の適正管理の面から口座振込みにされたい。

○一部の分会の経理において、収支決算に不整合があった。

(所管課) ○補助金交付要綱が未整備のため、今後検討し整備されたい。

○補助金交付に係る積算根拠を明確にしておく必要がある。

○補助金の確定通知書が未交付のため、補助金等交付規則に基づき適正に処理されたい。

3 消防本部

(1) 団 体 名：登米市婦人防火クラブ

補助金名：登米市婦人防火クラブ補助金 1,830,000 円

所 管 課：予防課

【概要】

この補助金は、地域防災指導者として防災意識の高揚と人材の育成、さらに地域密着型リーダーとして市民の安全安心を守り、家庭防火の重要性を推進することを目的に、登米市婦人防火クラブに対し交付されたものである。

同防火クラブには各町域ごとに支部があり、助成金はさらに各支部へ交付されている。

団体の補助金に係る出納その他の事務は、一部改善を要する事項が見られたが、おおむね適正に処理されていた。所管課における補助金に係る事務は、一部適切を欠く処理を行っていたので、補助金等交付規則に基づき適正な事務執行を行うとともに、今後も団体の自主運営に向けて指導、育成に努められたい。

詳細は下記のとおりである。

【指摘・改善事項等】

(団 体) ○各支部の事務局は総合支所に設置されており、助成金は支所担当者へ現金交付されている。助成金の交付については会計の適正管理の面から口座振込みにされたい。

○支出伺いの首標に金額訂正が見られるので、金額の訂正は不可とされたい。

(所管課) ○補助金交付要綱が未整備のため、検討し整備されたい。

- 補助金の支出において、支出負担行為兼支出命令書での起票が見られた。指令書において支出負担行為書、請求書に基づき支出命令書となるよう適切な会計処理に努められたい。
- 決算額の支出額が補助金額を下回り、残金は次年度繰越しされていた。補助金交付事務については、適切な事務処理をされたい。

4 福祉事務所

- (1) 団体名：迫児童館はくちょうクラブ
補助金名：児童館地域活動育成事業補助金（母親クラブ補助金） 189,000 円
所管課：社会福祉課（子育て支援室）

【概要】

この補助金は、児童の健全育成と情操の向上、及びサークル活動の促進を図るため、迫児童館はくちょうクラブに対し交付されたものである。

団体の補助金に係る出納その他の事務、及び所管課における補助金に係る事務は、おおむね適正に管理執行されていたが、一部改善、検討を要する事項が見られた。

詳細は下記のとおりである。

【指摘・改善事項等】

- (団体) ○団体規約第4条で、会員は幼児クラブ及び母親で組織するとあるが、現状では賛助会員が含まれているため、今後規約の見直し等検討されたい。
- 支出調書が未作成であった。様式を作成し会長決裁を受けるなど検討されたい。
- 補助金分と会費分を別会計とし経理しているが、会計を一本化し、会計経理を行うよう検討されたい。
- (所管課) ○補助金交付要綱が未整備のため検討し整備されたい。
- 補助団体の会計事務において、適正な会計経理をされるよう指導されたい。

- (2) 団体名：みらい子育てネットとよま
補助金名：児童館地域活動育成事業補助金（母親クラブ補助金） 189,000 円
所管課：社会福祉課（子育て支援室）

【概要】

この補助金は、児童の健全育成と情操の向上、及びサークル活動の促進を図るため、みらい子育てネットとよまに対し交付されたものである。

団体の補助金に係る出納その他の事務、及び所管課における補助金に係る事務は、おおむね適正に管理執行されていたが、一部改善、検討を要する事項が見られた。

詳細は下記のとおりである。

【指摘・改善事項等】

- (団 体) ○各事業ごとに参加費を徴しているものについて、個別に精算処理を行っており、不足分を団体の会計から支出していることから、参加費については収入とし、収支を明確にされたい。
- (所管課) ○補助金交付要綱が未整備のため検討し整備されたい。

5 教育委員会

(1) 団 体 名：青少年のための登米市民会議

補助金名：青少年のための登米市民会議補助金 1,749,000 円

所 管 課：生涯学習課

【概要】

この補助金は、青少年の健全育成と家庭・学校・地域との緊密な連携、明るい家庭づくりのための活動の推進などを図るため、青少年のための登米市民会議に交付されたものである。同団体は平成18年3月20日に設立された。

旧町域で組織されていた青少年のための各町民会議は、それぞれ支部として現在も活動が行われている。

この団体の補助金に係る出納その他の事務は、一部改善を要する事項が見られたが、おおむね適正に処理されていた。所管課における補助金に係る事務は、一部適切を欠く処理を行っていたので、補助金等交付規則に基づき適正な事務執行に努められたい。

詳細は下記のとおりである。

【指摘・改善事項等】

- (団 体) ○役員である会計が不在の為、所管課で会計事務を行っている。規約に則り会計を選出し、事務処理を行われたい。
- 各支部への活動支援事業補助金の額については、旧町域の補助金額が基礎となっている。今後事業内容を精査検討されたい。
- 各支部への活動支援事業補助金の交付を現金で行っているが、同補助金の交付については、会計の適正管理の面から口座振込みにされたい。
- (所管課) ○補助金の支出において、支出負担行為兼支出命令書での起票が見られた。指令書において支出負担行為書、請求書に基づき支出命令書となるよう適正な会計処理に努められたい。

○決算の支出額が補助金額を下回り、残金は次年度繰越しされていた。補助金交付事務については、適切な事務処理をされたい。

- (2) 団体名：いしこしENJOYスポーツクラブ
補助金名：いしこしENJOYスポーツクラブ補助金 4,400,000円
所管課：体育振興課

【概要】

総合型地域スポーツクラブが行うスポーツ活動を通じて、地域住民の親睦、交流、また健康増進等を推進するため、いしこしENJOYスポーツクラブに交付されたものである。

この補助金に係る出納その他の事務においては、一部改善を要する事項が見られた。所管課においては、補助金等交付規則に基づき適正な事務執行を行うとともに、当団体は平成19年4月から石越総合運動公園など、市の施設の指定管理者となっていることから、指導、育成に努められたい。

詳細は下記のとおりである。

【指摘・改善事項等】

(団体) ○会計経理について、現金出納簿がなく、預金通帳を代用し経理を行っていた。また、決算書において、会計年度末である平成19年3月31日の預金残高をもって表記すべきところを、平成19年4月の支払いを含めた金額で表記されていた。今後は、現金出納簿を整備し、会計年度末の預金残高と決算書の残高が一致するように処理されたい。

(所管課) ○補助金の確定通知書が未交付のため、補助金等交付規則に基づき適正に処理されたい。

○団体の事務事業について、なお一層の指導に努められたい。

- (3) 団体名：株式会社スポーツアカデミー
補助金名：指定管理委託料 22,600,000円
所管課：体育振興課

【概要】

株式会社スポーツアカデミーは、迫町民プールの指定管理者として平成16年から管理業務を行っている。

協定書に定める管理業務に係る出納関連の事務については、適正に管理され良好である。施設管理においては設備等の老朽化による修繕等への対応が課題である。市として重要な施設でもあるため、今後も適切な管理運営を推進されたい。

所管課においては協定書に基づいた事業報告などの関係書類により、業務の履行の確認など評価、検証に努められたい。

【指摘・改善事項等】

(所管課) ○指定管理制度導入施設のモニタリングについては、実績評価調書に基づき精査し適正に処理されたい。

○施設の老朽化に伴い、修繕等の多額の費用が必要となる。今後、整備計画等を策定し対応されたい。なお、利用者の安全確保のため監視カメラが5箇所を設置されているが、2箇所しか機能していない。監視カメラの設備には早急に対応されたい。